

「災害廃棄物処理計画(案)」に関するパブリックコメント（意見及び回答）

受付番号	項目番号	意見か所	意見	市の考え方
1	1	P13 12 行目 図表 23 【焼却施設について】	震災マップでは6弱以上となっているが、5強でいざというときに機能するのでしょうか。	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の被害想定で市内中心部において震度6強が想定されておりますが、環境エネルギーセンター所在地の被災震度は5強が想定されています。環境エネルギーセンターの施設整備に係る設計段階において、耐震安全性能は「官庁施設の総合耐震計画」基準に準拠し、地震災害及びその二次災害に対する安全性に関して必要な耐震性能を確保することとしていることから、問題ないと考えています。
	2	P13 22～26 行目 図表 24 【焼却施設について】 P14 2～7 行目 図表 25 【焼却施設について】	広域連携処理、運搬で処理をカバーする考えが原則としてあるが、広域とはどの範囲まで想定しているのか。神戸や東日本の災害、熊本、西日本豪雨、先日の球磨川水害からの交通網が寸断されアクセスできない状況が想定され、広域連携をどう実現するのか最悪のシチュエーションで検討する必要があるのではないかと。特に水害ではほとんどの地域が水害被害を受ける想定であり、1次集積場所+収集車両+処理施設など水害にあった場合は機能しない可能性が高い。また、水害廃棄物は発生日数が短く想定され処理が急がれるなか、ほぼすべては「広域連携」検討となっているが今から具体的な予防対策や連携方法を構築しておく必要があるのではないかと。	P44.45.46.57.58に記載のとおり、滋賀県は、現在、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（近畿2府4県）と同中部ブロック協議会（中部8県と滋賀県）の2つの協議会に所属し、両協議会で策定した広域連携計画や他都道府県等との災害時応援協定に基づき、国や他都道府県・市町、廃棄物処理業者団体等に支援を要請し、県域を越えた広域的な処理の調整を行うこととされています。この既に構築されている体制を活用することは滋賀県災害廃棄物処理計画とも整合性があり、速やかな広域連携処理が出来るものと考えております。 個別市町において広域連携体制の構築を行うことは膨大な事務量と時間を要することから、平常時から国、県と密に連携を取っておくとともに、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用も考えております。
	3	P18 P19(図表 34・36) 【災害廃棄物の処理可能量の検討について】	地震の時の発生量は36.52万 ^m で、広域処理が可燃と不燃を併せて10.88万 ^m 、リサイクルは22.53万 ^m で、片や水害の時の、発生量は63.34万 ^m で、広域処理が可燃と不燃を併せて19.69万 ^m 、リサイクルは40.54万 ^m の推定量となっております。現在近江八幡市の最終処分場の残余容量は約5万 ^m です。昨今の自然災害は広域的に発生することから広域処理もどの程度受け入れ可能なのか、周辺府県からの搬入量までシミュレーションしたうえで事前対策の有無について計画書に盛り込む必要があるのではないかと。	P18 図表 34、P19 図表 36 に記載のとおり災害時対応余力につきましては、環境エネルギーセンター（焼却施設）は0.22万t、一般廃棄物最終処分場は、P16 図表 32 に記載のとおり1.9万 ^m 余り(約2.9万 ^t)と推計しており、広域連携処理において本市が支援側となる場合は、この数値を超える量の搬入は原則考えておりません。 周辺府県からの搬入量につきましては、項目番号2の市の考え方に記載のとおり、国、滋賀県等により県域を越えた広域的な処理の調整が行われることとされています。

		<p>発生直後のごみ・し尿収集に要する車両、人員、燃料の手立てがどの程度できるか、また電気、水道、ガスといったライフラインの復旧時間により収集等作業の進捗に影響が出ることが想定できるが、当計画書ではどこまでシミュレーションして策定されているか。</p>	<p>車両、人員の確保については、先述の自治体間等における広域連携体制の他、一般廃棄物処理事業者や、市内外の産業廃棄物処理事業者や建設及び建築事業者の同業者団体等との災害支援協定を締結するなど協力・支援体制の構築を考えております。なお、燃料等の確保につきましては、災害廃棄物の処理業務に限らず、災害時における救援・復旧活動等全般にわたる課題であると認識しております。</p>
4	P21 【し尿処理施設について】	<p>第一クリーンセンターは生物処理を併用しているため汚泥の引抜等を行い調整が必要となり、現在は県外に持出しているものの災害時には道路通行可能とは限らず、更に運搬車両、燃料の調達も担保しておかないと施設は損傷なくとも施設そのものの維持管理をする上で周辺環境に影響を及ぼすことになる。</p> <p>また第一クリーンセンターが水害により水没すると、それだけで電源供給の停止や電気工作物の漏電により運転が不可能となる。</p> <p>そうした場合の手立てはどこまで予防措置をされているのか。</p> <p>万が一施設が停止した場合、どのように対応するのかを示してほしい。</p> <p>また、し尿や汚水の排除において下水道が整備されているものの災害時に使用できるかどうかの判断基準がないままにマンホールトイレありきで計画されているのはどうしてなのか。</p> <p>更に上水道が使用できない場合における災害廃棄物処理の方法についても計画されるべきではないか。</p> <p>当計画では、水道、電気、ガスありきで且つ施設に損傷もなく、必要車両や人員、仮設置場も確保できるものとして策定されているが、本来は、そういったものが使えない、確保できない場合も想定した計画とすべきではないか。</p>	<p>第一クリーンセンターは、現在、耐震診断を実施するとともに、自家発電機の能力の見直しを含めた受電設備等の移設、浸水防止対策の設計を進めているところです。</p> <p>これらの対策を講じてもお機能喪失状態に陥った場合は、操業可能な県内外の市町または行政事務組合管理の処理施設に移送する等の広域処理を行うこととなります。</p> <p>また、下水道に関して、災害時に使用できるかどうかの判断基準は、下水道施設の管理者が予め規定され、災害時に判断、決定するものであると考えておりますとともに、本計画においてはマンホールトイレありきではなく、P20に記載のあるとおり仮設トイレ確保の重要性は認識しており、P21に記載のあるとおりレンタル事業者との災害支援協定を締結するなど協力・支援体制の構築を考えております。</p> <p>上水道を含めたライフライン全般について機能不全となった場合も想定して、多種多様な実効性のある広域処理（自治体、民間等）に向けた準備を進めており、市域内での処理に固執せず、広域連携体制を活用し速やかに市外処理施設へ搬出することも検討を進めております。</p>

5	P22 【し尿処理施設について】	<p>有事の際には浄化槽汚泥の引抜を1ヶ月延期するような浄化槽維持管理業者に求める、とのことであるがそもそも浄化槽は維持管理業者の所有物でもないため、行政自ら所有者に予め確認を取りその結果を維持管理業者と協議すべきではないのか。</p>	<p>生活ごみ、避難所ごみについては、通常の分別・排出方法を踏襲する方が発災時においても迅速な対応がなされると考えておりますが、し尿・浄化槽汚泥も含め災害の種類や規模によって通常と異なる分別・排出・収集方法が適正な可能性があることも考慮する必要があります。平常時から住民等や関係事業者等に理解を得るよう情報提供を実施するとともに、廃棄物処理事業者との調整等を行い、廃棄物処理体制の検討を行う必要があると考えております。なお、P42の3. 4.に記載のあるとおり、今後、関係者との調整等や意見交換、研修、訓練等を行う予定であります。</p>
6	<p>P23 【塵芥車、し尿収集車の収集運搬台数の試算について】</p> <p>P23 8行目 図表45、14行目 図表46</p>	<p>許可車輛を除く市外のパッカー車 11 台、市外のし尿収集車 19 台とされているが実際の発災時にどの様に機能させるのでしょうか。</p>	<p>具体的な担当割やエリア割は作成しておりませんが、基本的には市内外を問わず、本市許可、委託事業者の方々には、災害支援協定を締結するなど協力・支援体制の構築を考えており、協力の要請は行う予定です。ただし、本店等の営業拠点が遠方であればあるほど、市内に参集できないリスクが高まることは承知しております。なお、先述のとおり、今後、関係者との調整等や意見交換、研修、訓練等を行う予定です。</p>
7	P23 21~24行目【し尿収集車輛の機能について】	<p>建物の倒壊や道路の損壊、河川の氾濫により、道路が使用できない場合もある。また避難所も集積場所としていつもより混雑する。そもそも災害は広域的に発生することが一般的であることから、広域処理や周辺自治体等との連携を想定してもそれぞれの自治体が地元の対応に追われる中では、まずは重要施設、人口等が密集している地域から優先的に対応され、仮設トイレも県内で130箇所増えると移動だけでも相当な時間を要することになる。</p> <p>そのような状況の中で、近江八幡市からの要請に対し収集の優先順位と必要台数、運搬可能台数についてどのようなシミュレーションを考えているのか具体的に示してほしい。</p>	<p>河川の氾濫や地震による被災範囲は、浸水想定区域図や地震被害想定図等により被災範囲等について概ねの推定は可能であっても、被災程度の大小等に至るまで想定することは困難です。本市許可、委託事業者の方々には、災害支援協定を締結するなど協力・支援体制の構築を考えており、今後、関係者との調整等や意見交換、研修、訓練等を行う予定です。また、P2 図表1、P59に記載のあるとおり災害廃棄物処理実行計画については、発災後、災害廃棄物発生量、廃棄物処理体制の被害状況、処理可能量、関係機関・廃棄物処理事業者団体等との調整、国の方針等を踏まえ、実行計画を策定することと規定されております。</p>

8	P24 16～17行目【ごみ収集車輛の稼働回数について】	<p>平時の平均収集運搬回数を 4.8 回/日とした際の平均稼働台数(台/日)を示していただきたい。</p>	<p>平時の収集運搬体制において、作業区域が異なる収集運搬委託車両の可燃ごみと不燃ごみについて全体平均が1日あたり約 4.8 回(往復)で収集を行っています。災害時においても通常体制での収集も実施することとなるため平時の平均収集運搬回数を算出しております。</p>
9	P27 【廃棄物の搬出について】	<p>法制度上、災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、市町村に処理責任がある。</p> <p>しかし、実際には平時に分別している一般廃棄物とは異なり多種多様なごみから構成されている。また、一度に大量に排出されることも一つの特徴である。</p> <p>そのため平時と同様に分別して搬出することは時間も手間もかかり難しい面がある。</p> <p>またボランティアの支援があっても、ボランティアにごみの分別迄の知識が無いと分別も徹底もできないことから何処までの分別なら住民に負担してもらえるか予めシミュレーションや意見を聞くといった手順の掲載が無いのは何故か。</p> <p>なお、ボランティアもコロナ禍といったようななかでは限定した範囲でしか依頼できず、災害廃棄物処理に時間を要することになり、事前にどのようなシミュレーションをしているのか示してもらいたい。</p> <p>またそういったケースが発生したときのフロー図も示してもらいたい。</p>	<p>生活ごみ、避難所ごみについては、通常の分別・排出方法を踏襲する方が発災時においても迅速な対応がなされると考えておりますが、片付けごみについては被害を受けた家屋などから発生する破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、布団、家電等を想定しており、生活ごみや避難所ごみとは異なります。平常時から住民、災害ボランティア、災害支援協定締結事業者や廃棄物処理事業者等に分別方法や排出方法などの周知徹底を実施するとともに、廃棄物処理事業者との調整等を行うことによる排出ごみの分別の徹底が早期の復旧に繋がると考えております。また平常時から、家庭における倉庫、物置等に保管した退蔵品のこまめな整理と適正な廃棄等により、災害廃棄物の発生抑制の協力を求めることも必要と考えています。</p> <p>なお、発災時においては、被害家屋の片付け等にボランティアが関わることを想定し、平時から近江八幡市社会福祉協議会との連携が必要であると認識していることから、平常時の災害廃棄物対策に「ボランティアとの連携」について記載します。さらに、発災時においては、ボランティアのみでなく、建設事業者団体、廃棄物事業者団体等の民間事業者との連携も必要であると認識していることから、平常時の災害廃棄物対策に「民間事業者との連携」について記載します。</p> <p>先述の広域連携体制への支援要請による受援につきましても想定しております。</p>

<p>災害廃棄物処理に関する対応は、多くの業務が同時並行で発生し、局面により課題も変わっていきます。ただ災害廃棄物を適正に処理するためには分別が必要であり、そのための手立てを最初から市民に求めるのではなく、行政サイドで手立てしないと市民の負担が増すばかりと考えられるが、そういった記載がないのは何故か。</p>	<p>前述の市の考え方とおおり、1日でも早い災害廃棄物の撤去、処理や復興を目指すのであれば、災害時における分別排出等について市民等に対し一定の協力を求めることは必要だと考えております。地域住民はもとより災害ボランティア、処理に関係する民間事業者等や関係機関等の関係者にも分別ルール等の情報提供を実施する予定であります。</p>
<p>仮設置場を選定しても周辺住民から臭気や騒音振動、車両渋滞等の苦情が発生し、使用継続が困難になり、すぐ次の用地選定に迫られる。そのため避難場所にもなる公民館、学校、公園・グラウンド等に養生なしで直接廃棄物を仮置きする事態とならないよう、仮設置場の優先順位について計画があるなら示してもらいたい。</p>	<p>ご指摘のとおり住宅地域内における仮置場の設定は可能な限り避ける等の配慮は必要と考えておりますが、水害、地震災害毎に使用の可否が分かれることも考えられ、必要面積や仮置場候補地その周辺地域の被害状況(浸水レベル、アクセス道路・橋梁の利用可否等)を考慮して、使用の可否について最終決定を行うものとしています。なお、仮置場候補地の選定についてはP40に記載しております。</p>
<p>仮設置場迄の運搬手段が無い場合や空き家が被災した時の対策対応について示してもらいたい。特に空き家については建物の倒壊、火災、水没等が起こったとき平時より位置、数を把握しておくことで所有者に連絡を取り必要な手立てを講じる必要があると考えるがそういった記載がないのは何故か。</p>	<p>仮設置場迄の運搬手段が無い場合の対応につきましては、P54.55に記載のとおり、災害ボランティアに関する情報等について住民等へ情報提供を行い、近江八幡市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアへ情報提供を行う予定であります。また、民間事業者等との災害支援協定を締結することによる連携体制の構築や、広域連携体制への支援要請による受援を想定しています。</p> <p>空家は所有者等に管理責任があること、また災害廃棄物処理対策指針にもありますとおり、損壊家屋の撤去については原則、所有者が行うこととされております。市内の空家については、空家対策の推進に関する特別措置法に基づき取り組んでいます。近江八幡市空家等対策計画策定時には、水道の閉栓情報をもとに市内の空家調査を行い、空家の状態や所有者等に関する情報をデータベース化し整備しています。以降も、地域住民や自治会等による状況把握や見守りによる情報や通報・相談、パトロール等にて発見した空家等について実態を把握し、逐次データベースを更新しています。</p>

		<p>h a 単位の場所が想定され水害地域も広域になるとされているため、今から候補地や地権者と協議して具体的に決定し、搬入方法も含めシミュレーション及び市民への周知をしておく必要があるのではない。</p>	<p>仮置場候補地の選定には、水害による想定浸水深、アクセス道路の種類（県道、市道等）、周辺土地の利用形態（住宅地、農地等）などのデータについても記入しており、発災後の被害状況により速やかに判断できるよう準備を進めております。また P41 に記載のあるとおり地域住民と合意形成を図ることが重要であると認識しております。</p>
10	P 28 【アスベスト廃棄物の識別について】	<p>アスベスト含有のものかどうかは住民で識別するのは難しく、予めアスベスト含有のもの否かを識別するための行政負担が必要ではないか。絶縁油 PCB も同様で、その他有害物質またはそれに準拠するレベルの試薬の取扱いについて、一般ごみに紛れ込まないような手立では盛り込まれているのか。</p> <p>被災された建物の解体時にはアスベストや PCB といった有害物質に対して平時より確認しておくなどの措置が計画に必要と考える。</p>	<p>スレートはコンテナ、フレコンバッグ等に収容し、飛散・散乱防止を図るとしており、アスベスト含有の識別に対して行政負担は考えておりません。有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物が一般ごみに紛れ込まないような手立てにつきましては、災害時における分別ルールに則り排出していただくよう住民、ボランティア、処理に関する民間事業者等や関係機関等の関係者にも情報提供・周知等を実施する予定であります。</p> <p>自宅家屋に使用されている建材等がアスベスト含有製品であるのか否か、また蛍光灯具の安定器に PCB が使用されているのか否か、平時に所有者各々が建築事業者、製造業者等に確認されることが望まれます。</p>
		<p>災害廃棄物にも付着しているであろう、コロナ等の感染症対応について計画内に盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策につきましては、平常時からの住民、廃棄物処理業者等への情報提供・周知等を実施しております。また、災害時における分別ルールに則り排出していただくよう住民、ボランティア、処理に関する民間事業者等や関係機関等の関係者にも情報提供・周知等も必要であると認識していることから、廃棄物に関する感染症等の感染拡大対策が行えるよう情報提供・周知等について記載します。</p>
		<p>一次・二次仮置場における災害廃棄物の分別を行う人員の手配・手当についての施策についても盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>一次、二次仮置場における人員等の確保につきましては、先述の広域連携体制への支援要請による受援の他、廃棄物処理事業者に限定せず民間事業者等との連携も必要であると認識していることから、平常時の災害廃棄物対策に「民間事業者との連携」について記載します。</p>

11	P33 図表 57【発災後の処理の流れについて】	災害時に、このフロー図のように、把握・再推計・確認・検討が可能なのか疑問である。	災害廃棄物の処理主体は市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応に当たることが前提であります。行政機能が壊滅的被害を被った場合や発生量が莫大である場合など、本市で対応困難な場合 P31.図表 55、P34 3. 事務の委託等について、P59 9. 事務の委託等の検討・実施に記載のとおり滋賀県に対して「事務の委託」または「事務の代替執行」を求めることができ、災害対策基本法が定める要件に該当する場合、国に災害廃棄物処理の代行を求めます。
12	P36 図表 63【処理スケジュールについて】	ネックとなる収集運搬が本図表中にないので含ませるべきと思われる。	当該図表は、本文にありますとおり、東日本大震災での処理実績をもとにしたスケジュールの例を示したものであり案のとおりとします。
13	P57 図表 84【支援の対応について】	支援を請ける場合に十分な人材と資機材が受けられるのか又は確保できるのか。支援先の備蓄数や災害時の状況も具体的に把握して、準備及び体制を構築すべきである。	受援自治体からの要請内容等については、原則、本市が直接受けるものではなく、都道府県間で情報集約を行われたいうえで県内各市町に要請される流れとなります。なお、項目番号 2 の市の考え方とおり、すでに滋賀県主導により体制は構築されています。
14	P59 15～18 行目【災害廃棄物処理実行計画の策定について】	現時点で仮の処理実行計画を作成しておき、災害時に実態にて見直し確認を行うようにしないと、迅速な行動と適正な処置対応が要求される災害時に、確認+試算+評価+決定すべきものが多すぎると思われる。	項目番号 7 の市の考え方とおり、実行計画は発災後に策定するものであり、実行計画は処理の実施状況を適宜反映して見直す旨災害廃棄物対策指針に明記されています。